事業者の皆様へ

工場・事業場における水質関係の届出及び規制等について

《飲食店など有害物質を使用しない事業場向け》

【 2024年 1月 】

大津市環境部環境政策課

水質汚濁防止法、滋賀県公害防止条例、滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例および大津市生活環境の保全と増進に関する条例では、汚水等を排出する施設を定め、それら施設を工場・事業場に設置する場合などに、事業者に届出を義務づけています。

また、これら施設を設置する工場・事業場には、汚水等の排出に関し排水基準が適用されます。

この冊子では、これらの概要について記述しています。なお、詳細については担当課まで直接お尋ね下さい。

工場、事業場内で有害物質を使用される場合には、「有害物質使用特定施設」「有害物質貯蔵指定施設」の届出が必要な場合があります。（平成 24 年 6 月～）

この冊子とは別に「【有害物質を使用される事業者向】水質関係の届出及び規制について」を作成しておりますので、そちらをご参照ください。

目　次

１　汚水等を排出する施設を設置する場合等の届出について　・・・・・・・・・・・・　１
（１）法・条例に基づく届出について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（２）届出書の記載事項（記載例）について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
届出書記載例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
２　汚水等を排出する施設として、法・条例で定める施設について　・・・・・・・・・　１５
３　排水基準について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
４　事故時の措置について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
５　排出水に係る測定義務について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

この冊子では、各法令の名称を次のとおり表示します

水質汚濁防止法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・	水濁法
滋賀県公害防止条例　・・・・・・・・・・・・・・・・	県条例
滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例　・・	ＮＰ条例
大津市生活環境の保全と増進に関する条例　・・・	市条例

（参考）用語について

本冊子中、アンダーラインで示される用語は次のとおりです。

a. 汚水等
　特定施設等から排出される汚水又は廃液

b. 法や条例で定める施設（特定施設等）
　それぞれ次のとおりです。具体的な施設についてはP.15～21に示します。
- 特定施設（水濁法）
- 特定施設（県条例）
- 指定施設（NP条例）
- 汚水発生施設（市条例）

c. 公共用水域
　河川、湖沼などの他、公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共又は流域下水道を除く）

d. 排出水
　特定施設等を設置する工場事業場から排出される水

1　汚水等を排出する施設を設置する場合等の届出について

（1）法・条例に基づく届出について

汚水等(a)を排出する施設で、法や条例で定める施設（以下「特定施設等」）(b)を工場・事業場に設置する場合等には、大津市長あて次の届出が必要です。

行為等	必要な届出	届出期限
工場又は事業場に特定施設等を設置するとき(*1)	特定施設等の設置の届出	工事開始60日前
法又は条例の改正により追加された特定施設等が既に設置されているとき(*2)	特定施設等の使用の届出	施行後30日以内
特定施設等の使用の方法や構造を変更するとき(*3)	特定施設等の構造等の変更の届出	工事開始60日前
届出者の氏名、住所等を変更したとき(*4)	氏名の変更等の届出	事実発生後30日以内
特定施設等を廃止したとき(*4)	特定施設等の廃止の届出	事実発生後30日以内
特定施設等を譲り受け又は借り受けたとき(*5)	承継の届出	事実発生後30日以内

＊１：**特定施設等の設置の届出**
（水濁法第５条第1項、県条例第２１条第1項、ＮＰ条例第８条、市条例第４０条第1項）
工場又は事業場から公共用水域(c)に水を排出する者が、特定施設等を設置しようとするときは、次の事項をその施設の設置工事の６０日前までに届出しなければなりません。

１　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
２　工場又は事業場の名称及び所在地
３　特定施設等の種類
４　特定施設等の構造
５　（省略）
６　特定施設等の使用の方法
７　汚水等の処理の方法
８　排出水の汚染状態及び量
９　排出水に係る用水及び排水の系統

＊２：**特定施設等の使用の届出**
（水濁法第６条、県条例第２２条、ＮＰ条例第９条、市条例第４１条）
法令の改正等により、工場又は事業場に設置している施設が特定施設等になったときは、当該施設が特定施設等になった日から３０日以内に設置の届出に準じて届出しなければなりません。

＊３：**特定施設等の構造等の変更の届出**
（水濁法第７条、県条例第２３条、ＮＰ条例第１０条、市条例第４２条）
特定施設等の設置又は使用の届出をした者は、次の事項の変更をしようとするときは、その旨を変更の６０日前までに届出しなければなりません。

- 特定施設等の構造
- 特定施設等の使用の方法
- 汚水等の処理の方法
- 排出水の汚染状態及び量
- 排出水に係る用水及び排水の系統

＊４：**氏名等の変更の届出、特定施設等の廃止の届出**
（水濁法第１０条、県条例第２６条、ＮＰ条例第１３条、市条例第４５条）
特定施設等の設置又は使用の届出をした者は、その届出の１及び２事項の変更をしたときは、その旨を事実の発生後３０日以内に届出なければなりません。
また、届出に係る特定施設等の使用を廃止したときは、その日から３０日以内に届出なければなりません。

＊５：承継の届出
（水濁法第１１条第３項、県条例第２７条第３項、ＮＰ条例第１４条第３項、市条例第４６条第３項）
特定施設等の設置又は使用の届出をした者からその届出に係る特定施設等を譲り受け、又は借り受けた者は、その日から３０日以内に届出なければなりません。

（２）届出書の記載事項（記載例）について

水質汚濁防止法等に基づく届出書への記載事項及び添付図書は、次のとおりです。
書類は添付書類もあわせて正・副2部提出願います。
審査終了後、副本を返却しますので保管をお願いいたします。

■特定施設等の設置、使用、構造等の変更の届出

- 届出書(表紙・裏面)　届出者、工場・事業場の名称、所在地等
- 別紙１　特定施設等の構造
- 別紙２　不要（有害物質使用事業場のみ必要）
- 別紙３　特定施設等の使用の方法
- 別紙４　汚水等の処理の方法、
- 別紙５　排出水の汚染状態及び量
- 別紙６　用途別用排水量
- 添付書類　次のとおり

1)付近の見取り図（設置、使用の届出のみ）
周辺１００メートル程度のもの
2)工場等の敷地内の建物配置図
特定施設等及び汚水処理施設を赤色で囲み、用水経路及び排水（汚水・雨水）経路を明示すること
3)特定施設等の構造図
カタログ、写真でよいが、型式、構造、主要寸法を明示すること
4)汚水等の処理施設の構造図
フローシート、設計仕様書、構造、主要寸法を明示すること
5)作業工程図
特定施設等の使用箇所を明示し、作業工程時間を記入すること
6)参考事項
業種、主要製品、従業員数、担当者名、今回の届出の概要等を記入すること。

＜設置の届出書の記載例をp３～１１に、変更届出書の記載例をｐ12-14に示します。＞
※　示している記載事項はあくまで例を示すもので、現実にはないものです

■氏名変更等の届出
届出者、変更の内容、変更年月日、変更の理由

■特定施設等廃止の届出
届出者、工場・事業場の名称、所在地、特定施設等の種類、廃止年月日、廃止の理由等

■承継の届出
届出者、工場・事業場の名称、所在地、特定施設等の種類、承継年月日、被承継者、承継の原因等

届出に必要な用紙や手引きは大津市 HP よりダウンロードできます。
URL　http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1121/g/suishitsu/1389226237504.html

又は　大津市 HP 内のキーワード検索にて、“水質汚濁　届出”で検索してください。

設置届出書の記載例

（表面）

特　定　施　設
~~指　定　施　設~~
汚　水　発　生　施　設
~~有害物質貯蔵指定施設~~

設　置　（~~使　用、変　更~~）　届　出　書

窓口への提出日を記入してください。

年　　月　　日

（宛先）
大　津　市　長

届出者　住　所
氏　名
（電話番号　　）

表題及び根拠法令は該当しない事項を二重線で消してください。
不明な場合はそのまま窓口にお持ちください。

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

水質汚濁防止法第５条第１項、~~第２項又は第３項（第６条第１項若しくは第２項又は第７条）~~
滋賀県公害防止条例第２１条第１項、~~第２項又は第３項（第２２条又は第２３条）~~
~~滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例第８条（第９条）~~
大津市生活環境の保全と増進に関する条例第４０条１項、~~第２項又は第３項（第４１条又は第４２条）~~
の規定により、特定施設~~（指定施設、~~汚水発生施設、~~有害物質貯蔵指定施設）~~の設置~~（使用、変更）~~について、次のとおり届け出ます。

			記入要領
工場又は事業場の名称		琵琶湖株式会社 大津店	法人の場合は法人名称、個人の場合は屋号を記載してください。 事業場が複数ある場合は事業場名称も併記してください。
工場又は事業場の所在地		大津市御陵町〇-〇 電話番号　×××-×××××	施設を設置する事業場の所在地、電話番号を記載してください。 （可能な限り住居表示でお願いします。）
法第５条第１項、県公害防止条例第２１条第１項、市条例第４０条第１項関係	特定施設等の種類	66 の 6　ちゅう房 1 基	p.15～21 に記載されている特定施設等の号記号名称及び基数を記載ください。多数の場合は別紙にまとめてください。
	有害物質使用特定施設等の該当の有無	有　□　無 ☑	有の場合は【有害物質を使用される事業者向】の手引きをご覧ください。
	△特定施設等の構造	別紙１のとおり	別紙 1-6（別紙 2 を除く）に記載してください。
	△特定施設等の設備（有害物質使用特定施設等の場合に限る。）	別紙２のとおり	
	△特定施設等の使用の方法	別紙３のとおり	
	△汚水等の処理の方法	別紙４のとおり	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙５のとおり	
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙６のとおり	
法第５条第２項、県公害防止条例第２１条第２項、市条例第４０条第２項関係	有害物質使用特定施設等の種類		この範囲の記載、提出は不要です。
	△有害物質使用特定施設等の構造	別紙７のとおり	
	△有害物質使用特定施設等の使用の方法	別紙８のとおり	
	△汚水等の処理の方法	別紙９のとおり	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙 10 のとおり	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙 11 のとおり	

（裏面）

法第５条第３項、県公害防止条例第２１条第３項、市条例第４０条第３項関係	有害物質使用特定施設等又は有害物質貯蔵指定施設の別	□　有害物質使用特定施設 □　有害物質貯蔵指定施設	この範囲の記載、提出は不要です。
	△有害物質使用特定施設等又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙 12 のとおり	
	△有害物質使用特定施設等又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙 13 のとおり	
	△有害物質使用特定施設等又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙 14 のとおり	
	△施設において製造され、使用され、もしくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙 15 のとおり	

備考１　特定施設等の種類の欄及び有害物質使用特定施設等の種類の欄には、規則別表第１に掲げる項番号及び名称を記載すること。

２　有害物質使用特定施設等の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設等に該当しない場合には、別紙２を提出することを要しない。

３　有害物質使用特定施設等又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。

４　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

５　※印の欄には、記載しないこと。

６　変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

７　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ列４番とすること。

８　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

添付書類	1)付近の見取り図（設置、使用の届出のみ）（ 周辺１００メートル程度のもの） 2)工場等の敷地内の建物配置図 （特定施設等及び汚水処理施設を赤色で囲み、用水経路及び排水（汚水・雨水）経路を明示すること） 3)特定施設等の構造図（カタログ、写真でよいが、型式、構造、主要寸法を明示すること） 4)汚水等の処理施設の構造図（フローシート、設計仕様書、構造、主要寸法を明示すること） 5)作業工程図（特定施設等の使用箇所を明示し、作業工程時間を記入すること） 6)参考事項（業種、主要製品、従業員数、担当者名、今回の届出の概要等を記入すること。）

（別紙１）
特定施設等の構造

工場又は事業場における施設番号	大津店　NO.1	施設ごとに工場等における番号を記載ください。複数ある場合は１列につき１基の内容を記載ください。足りない場合は列を増やすか、別紙１の２、３・・を作成ください。
特定施設等番号及び名称	66の6　ちゅう房　1基	表紙の内容を記載ください。
型式	--	施設の型式番号がある場合は記載ください。ちゅう房は記載不要です。
構造	--	施設の構造を記載ください。
主要寸法	20m×10m	施設の主要寸法を記載ください。
能力	ちゅう房面積 20m×10m 営業に係る総床面積 350m2	各施設ごとの公称能力を記載ください。 規模要件がある施設等については、その規模を記載してください。 ちゅう房施設の場合、ちゅう房面積及び営業に係る総床面積を記載下さい。 入浴施設の場合、浴室面積及び浴槽容量を記載ください。
配置	別紙のとおり	配置図は添付書類2)に示してください。
設置年月日	年　月　日	既設のものについて記載下さい
工事着手予定年月日	H25年9月30日	当該施設の工事着手予定年月日を記載下さい。**※届出はこの日の60日前までに必要です。**
工事完成予定年月日	H25年11月23日	当該施設の工事完成予定年月日を記載下さい。
使用開始予定年月日	H25年12月1日	当該施設の使用開始予定年月日を記載下さい。
その他参考となるべき事項	パーティー会場としても使用	当該施設に関する参考事項、又は多目的に使用される場合はその旨を記載してください。
※市事業場　施設番号		

備考　1　配置の欄には、当該特定施設等及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
　　2　その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設等が有害物質使用特定施設等に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

（別紙２）
特定施設等の設備

工場又は事業場における施設番号		
特定施設等番号及び名称		
設備		
構造		
主要寸法		
配置		
設置年月日	年　月　日	年　月　日
工事着手予定年月日	年　月　日	年　月　日
工事完成予定年月日	年　月　日	年　月　日
使用開始予定年月日	年　月　日	年　月　日
その他参考となるべき事項		

有害物質を使用しない場合は、別紙２は記載、提出不要です。

備考１　有害物質使用特定施設等に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
　　２　配置の欄には、当該特定施設等の設備の配置を記載すること。

（別紙３）
特定施設等の使用の方法

<table>
<tr><td colspan="2">工場又は事業場における施設番号</td><td colspan="2">大津店　NO.1</td><td rowspan="2">別紙２の内容を記載下さい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定施設等項番号及び名称</td><td colspan="2">66の６　ちゅう房　１基</td></tr>
<tr><td colspan="2">設置場所</td><td colspan="2">大津店１F　（別図〇〇参照）</td><td>特定施設等のある場所を具体的に記載ください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">操業の系統</td><td colspan="2">別紙のとおり</td><td>別紙に操業の系統（フロー図等）を記載ください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用時間間隔</td><td colspan="2">8：00-23：00に使用</td><td>１日のうち施設を使用する時間帯を記載ください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">１日当たりの使用時間</td><td colspan="2">15時間</td><td>１日あたりの使用時間を記載ください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用の季節的変動</td><td colspan="2">休日は配食数が増加</td><td>使用時間、方法に季節変動がある場合は記載ください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び１日当たりの使用量</td><td colspan="2">原材料：米、野菜、肉、魚
使用方法：調理して提供
１日あたり　食品 500kg
洗剤　20g</td><td>施設で使用する原料、薬品等の種類、使用方法、１日の使用料を記載ください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">汚水等の汚染状態</td><td>種類・項目</td><td>通常</td><td>最大</td><td rowspan="2">施設から排出される汚水等の水質の通常の値及び最大値を記載ください。</td></tr>
<tr><td>pH
BOD　(mg/L)
COD　(mg/L)
SS　(mg/L)
油分　(mg/L)</td><td>6.0-8.5
200
100
100
10</td><td>6.0-8.5
300
200
200
15</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">汚水等の量
（㎥／日）</td><td>通常</td><td>最大</td><td rowspan="2">施設から排出される汚水等の１日あたりの通常量及び最大量を記載ください。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>15</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考となるべき事項</td><td colspan="2"></td><td>当該施設以外で有害物質を使用している場合に記載ください。</td></tr>
</table>

備考　汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

（別紙４）
汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号		大津店　処理施設 A(グリーストラップ)				処理施設を識別できる番号や内容を記載ください。
処理施設の設置場所		大津店地下　（別図○○）				処理施設等のある場所を具体的に記載ください。
設置年月日		H23 年○月×日				既設の排水処理施設の設置年月日を記載ください。
工事着手予定年月日		年　月　日				処理施設の新設又は変更工事の着手予定完成予定、使用開始予定年月日を記載ください。
工事完成予定年月日		年　月　日				
使用開始予定年月日		年　月　日				
種類及び型式		グリーストラップ○○社製　×―○○				処理施設の種類、型式等を記載ください。
構造		ステンレス製３槽式				施設の構造材料等を記載ください。
主要寸法		○m×○m×○m				処理施設の各部の大きさを記載ください。
能力		15L／時間				時間当たり又は1日あたりの処理できる水量を記載ください。
処理の方式		油水分離				処理方式について記載ください。
処理の系統		３槽で油を分離する				処理に関する工程を記載ください。（別紙で説明も可。）
集水及び導水の方法		別紙２）のとおり				特定施設やその他施設からの汚水等の処理施設に至る経路等を記載ください。
使用時間間隔		８：00～23：00				１日のうち処理施設を使用する時間帯を記載ください。
１日当たりの使用時間		15 時間				処理施設の１日あたりの使用時間を記載ください。
使用の季節変動		休日は処理水量増加				処理施設の使用時間、使用方法に既設変動がある場合はその状況を記載ください。
消耗資材の１日当たりの用途別使用量		なし				汚水等の処理に要する薬品等の１日当たりの使用量を用途別に記載ください。
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常		最大		処理前と処理後の水質の通常の値及び最大の値、並びに汚水等の１日の通常の量及び最大の量について記載ください。 量については、公共用水域への放流量を記載し、下水道法流量をかっこ内に記載してください。
		処理前	処理後	処理前	処理後	
	pH	6.0 -8.5	6.0 -8.5	6.0 -8.5	6.0 -8.5	
	BOD　(mg/L)	200	200	300	300	
	COD　(mg/L)	100	100	200	200	
	SS　(mg/L)	100	100	200	200	
	油分　(mg/L)	10	5	15	5	
汚水等の量（㎥／日）		0(10)	0(10)	0(15)	0(15)	
残さの種類、１月間の種類別生成量及び処理方法		グリーストラップ残渣 10kg/月 産廃処理業者（○○社）に委託処理				汚水等の処理によって生じる残渣の１ヶ月（1 日）の種類別生成量及びその処理方法を記載ください。 残渣の処理方法について、業者等に委託する場合、委託先の処理業者名を記載ください。
排出水の排出方法		公共下水道（枡１）に接続				排水口の位置は別図に記載ください。（排出先も記載のこと） 排水口の総数と（　）内には雨水専用の数を記載ください。
その他参考となるべき事項		ちゅう房からの排水のみ処理 トイレ・手洗いはそのまま下水道接続				当該処理施設の処理対象としている特定（届出）施設の「工場又は事業場における施設番号」等を記載ください。

備考１　汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
　　２　排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数ならびに排出先を含め記載すること。

（別紙５）
排出水に係る排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における排水口番号		公共下水道（枡１）		雨水　No.1	工場・事業場の敷地境界における工場・事業場排水の排水口の名称又は番号を記載ください。（添付図面と同一の番号、名称を記載ください。）
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大		排出水の水質について通常の量及び排水の量を排水口毎に記載すること。水質項目は、規制項目のうち、当該事業所に関係する項目とする。項目が多い場合は、別表を作成し、関係する項目に関してすべて記載すること。
	pH	6.0-8.5	6.0-8.5	--	
	BOD　(mg/L)	200	300		
	COD　(mg/L)	100	200		
	SS　(mg/L)	100	200		
	油分　(mg/L)	5	5		
	T-N	5	10		
	T-P	2	4		
排出水の量（㎥／日）		通常	最大		1日の排水量の通常の値、最大の値について排水口毎に記載すること。公共用水域への放流量を記載し、下水道法流量をかっこ内に記載してください。 雨水については記載不要です。
		0(15)	0(25)	--	
その他参考となるべき事項					

備考　汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

※排出水の汚染状態の水質の項目（規制項目）は次のとおりです。

生活環境項目	健康項目
・水素イオン濃度（pH） ・生物化学的酸素要求量）（BOD） ・化学的酸素要求量（COD） ・浮遊物質量（SS） ・ノルマルヘキサン抽出物質含有量（油分） ・燐含有量（T-P） ・窒素含有量（T-N） ・フェノール類含有量 ・銅含有量（Cu） ・亜鉛含有量（Zn） ・溶解性鉄含有量（S-Fe） ・溶解性マンガン含有量（S-Mn） ・クロム含有量（T-Cr） ・大腸菌群数（E-coli） ・アンチモン含有量（Sb）	・カドミウム及びその化合物（Cd） ・シアン化合物（CN） ・有機燐化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及び EPN に限る） ・鉛及びその化合物（Pb） ・六価クロム（Cr^{6+}） ・砒素及びその化合物（As） ・水銀及びアルキル水銀その他の化合物（T-Hg） ・アルキル水銀化合物（R-Hg） ・ポリ塩化ビフェニル（PCB） ・トリクロロエチレン（TCE） ・テトラクロロエチレン（PCE） ・ジクロロメタン　・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン　・1,1-ジクロロエタン ・cis-1,2-ジクロロエチレン　・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン　・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン（CAT） ・チオベンカルブ（ベンチオカーブ） ・ベンゼン ・セレン及びその化合物（Se） ・硝酸性窒素・亜硝酸性窒素・アンモニア性窒素 ・フッ素含有量（F） ・ほう素含有量（B） ・1,4-ジオキサン
備考　単位は大腸菌群数：個/cm^3、 その他の項目（pH を除く）：mg/L	

（別紙６）

排出水に係る用水及び排水の系統

	用途別用水使用量及び排水量（日当たり）				
	用途	用水量 m³／日		排水量 m³／日	
		通常	最大	通常	最大
用水及び排水の系統	1 ボイラー用	事業場全体の用水量を用途別に記載ください。		事業場全体の排水量を用途別に記載ください。	
	2 原料用				
	3 製品処理用及び洗浄用	10	15	0 (10)	0 (15)
	4 冷却用			下水道放流がある場合、その量を外数で（）内に記載ください。	
	5 空調用				
	6 その他（飲料用、雑用）	5	10	0 (5)	0 (10)
	合計	15	25	0 (15)	0 (25)

	種類	用水使用量（m³／日）	
		通常	最大
用水の種類	河川水		
	工業用水		
	上水道	10	15
	地下水	5	10
	（循環水）	(5)	(5)
	計	15	25

別紙 5 の排出水の量と一致します。

用水の使用量は一致します。

循環水量は計に含めず、()内に記載ください。

添付書類の記載例

2) 工場等の敷地内の建物配置図

（特定施設等及び汚水処理施設を赤色で囲み、用水経路及び排水（汚水・雨水）経路を明示すること）

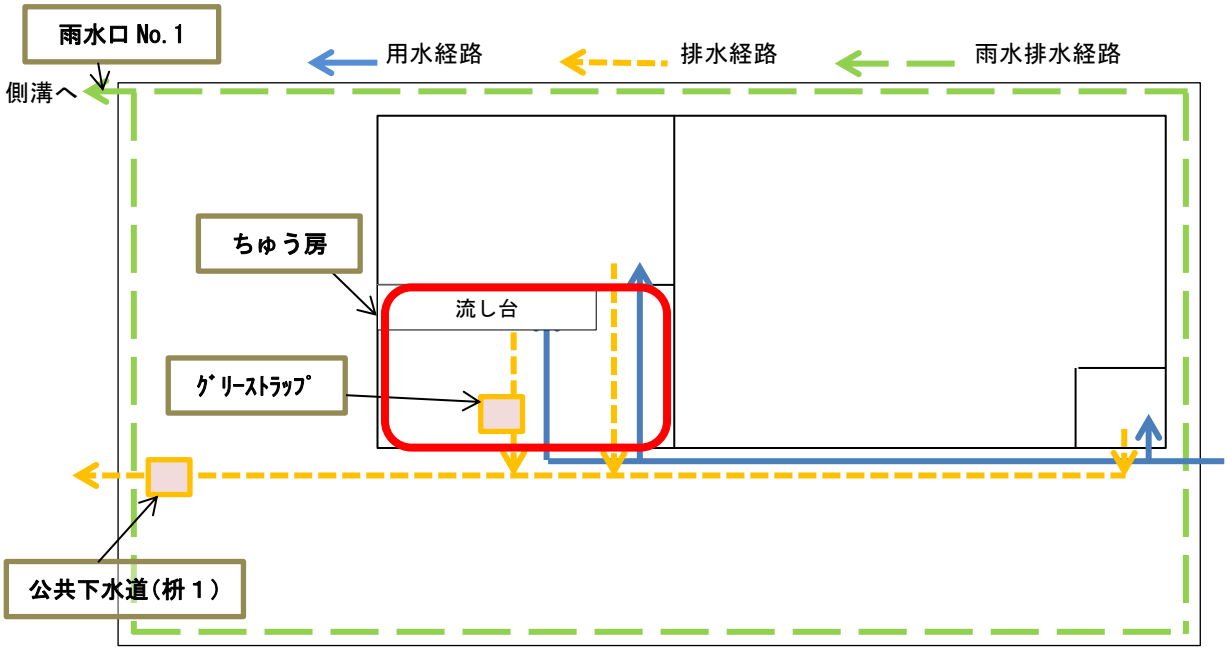

5) 作業工程図（特定施設等の使用箇所を明示し、作業工程時間を記入すること）

原材料仕入れ→準備（洗浄、切断等）→調理（煮る、揚げる等）→提供→器具、容器洗浄

8：00-22：00　　10：00-23：00

6) 参考事項（業種、主要製品、従業員数、担当者名、今回の届出の概要等を記入すること。）

参　考　事　項

業種（分類項目名）	飲食業	担当部署名	大津店
主要製品	定食 揚げ物 アルコール類 コーヒー 紅茶	フリガナ	
		担当者職氏名	店長 大津　次郎
		フリガナ	
		公害防止管理者	なし
工場又は事業場の従業員数	5　人	工場又は事業場の電話番号	（０７７）○○○-×××××
資本金	３百万　円	本社電話番号	（０７７）○○○-×××××
敷地面積	300m2	建物面積	
今回の届出の概要	飲食店の新設によるちゅう房施設の届出		
下水道接続	全量下水道　一部下水道　接続なし　（いずれかに○）		
大津市記入欄	排水水域		

※　業種欄は、日本標準産業分類の中分類に基づいて記載し、2 業種以上にまたがる場合は副になるものを（）で併記してください。

変更届出書の記載例

（表面）

（特　定　施　設
~~指　定　施　設~~
汚　水　発　生　施　設
~~有害物質貯蔵指定施設~~）設　置（~~使　用~~、変　更）届　出　書

窓口への提出日を記入してください。

年　　月　　日

（宛先）
大　津　市　長

届出者　住　所
氏　名
（電話番号　　）
（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

表題及び根拠法令は該当しない事項を二重線で消してください。
不明な場合はそのまま窓口にお持ちください。

（水質汚濁防止法~~第５条第１項、第２項又は第３項（第６条第１項若しくは第２項又は~~第７条）
滋賀県公害防止条例~~第２１条第１項、第２項又は第３項（第２２条又は~~第２３条）
~~滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例第８条（第９条）~~
大津市生活環境の保全と増進に関する条例~~第４０条１項、第２項又は第３項（第４１条又は~~第４２条）
の規定により、特定施設~~（指定施設、~~汚水発生施設、~~有害物質貯蔵指定施設）~~の設置~~（使用~~、変更）について、次のとおり届け出ます。

記入要領

工場又は事業場の名称		琵琶湖株式会社 大津店	法人の場合は法人名称、個人の場合は屋号を記載してください。 事業場が複数ある場合は事業場名称も併記してください。
工場又は事業場の所在地		大津市御陵町〇-〇 電話番号　×××-×××××	施設を設置する事業場の所在地、電話番号を記載してください。 （可能な限り住居表示でお願いします。）
法第５条第１項、県公害防止条例第２１条第１項、市条例第４０条第１項関係	特定施設等の種類	66 の 6　ちゅう房 1 基	p.　に記載されている特定施設等の号記号名称及び基数を記載ください。 多数の場合は別紙にまとめてください。
	有害物質使用特定施設等の該当の有無	有　□　無☑	有の場合は【有害物質を使用される事業者向】の手引きをご覧ください。
	△特定施設等の構造	別紙１のとおり	別紙 1-6 に記載してください。
	△特定施設等の設備（有害物質使用特定施設等の場合に限る。）	別紙２のとおり	
	△特定施設等の使用の方法	別紙３のとおり	
	△汚水等の処理の方法	別紙４のとおり	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙５のとおり	
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙６のとおり	
法第５条第２項、県公害防止条例第２１条第２項、市条例第４０条第２項関係	有害物質使用特定施設等の種類		この範囲の記載は不要です。
	△有害物質使用特定施設等の構造	別紙７のとおり	
	△有害物質使用特定施設等の使用の方法	別紙８のとおり	
	△汚水等の処理の方法	別紙９のとおり	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙 10 のとおり	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙 11 のとおり	

（裏面）省略

（別紙１）

特定施設等の構造

変更前と変更後の欄を作成し、それぞれ内容を記載ください。

	【変更前】	【変更後】
工場又は事業場における施設番号	大津店　NO.1	変更なし 変更ない場合は「変更なし」と記載ください。
特定施設等番号及び名称	66の6　ちゅう房　1基	
型式	--	
構造	--	
主要寸法	20m×10m	
能力	ちゅう房面積 20m×10m 営業に係る総床面積 300m2	
配置	別紙のとおり	
設置年月日	年　月　日	
工事着手予定年月日	H25年9月30日	
工事完成予定年月日	H25年11月23日	
使用開始予定年月日	H25年12月1日	平成27年1月1日
その他参考となるべき事項	パーティー会場としても使用	変更なし
※市事業場　施設番号		

備考　１　配置の欄には、当該特定施設等及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

２　その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設等が有害物質使用特定施設等に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

変更前と変更後の欄を作成し、それぞれ内容を記載ください。

（別紙３）

特定施設使用の方法

	【変更前】	【変更後】
工場又は事業場における施設番号	大津店　NO.1	変更なし
特定施設項番号及び名称	66の6　ちゅう房　1基	
設置場所	大津店１F　（別図○○参照）	
操業の系統	別紙のとおり	
使用時間間隔	8：00-23：00に使用	24時間営業
１日当たりの使用時間	15時間	24時間
使用の季節的変動	休日は配食数が増加	変更なし
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び１日当たりの使用量	原材料：米、野菜、肉、魚 使用方法：調理して提供 １日あたり　食品 500kg 洗剤　20g	原材料：米、野菜、肉、魚 使用方法：調理して提供 １日あたり　食品 600kg 洗剤　30g

汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	変更なし
	pH	6.0-8.5	6.0-8.5	
	BOD　(mg/L)	200	300	
	COD　(mg/L)	100	200	
	SS　(mg/L)	100	200	
	油分　(mg/L)	10	15	

汚水等の量（㎥／日）	通常	最大	通常	最大
	10	20	15	25

その他参考となるべき事項		施設の使用時間の変更 （24時間営業）

変更の概要を記載ください。

備考　汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

※別紙４以降も同様に【変更前】【変更後】がわかるよう左右２段に記載してください。
※添付書類についても、変更前後の違いがわかるように記載ください。

２　汚水等を排出する施設として、法･条例で定める施設について

水濁法、県条例、ＮＰ条例、市条例に基づく特定施設、指定施設、汚水発生施設は次のとおりです。
「法、県、NP、市」の欄に「○」を付けたものがそれぞれの法令に定める施設です。
施設名称は市条例のものを記載しており、他法令では呼び方が若干異なる部分があります。
また、施設名称に記した規模要件等が市条例と異なるものは法令欄に「△」を付け、備考欄にその内容を示しています。

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	選鉱施設	○	○	－	○	
		ロ	選炭施設	○	○	－	○	
		ハ	坑水中和沈でん施設	○	○	－	○	
		ニ	堀削用の泥水分離施設	○	○	－	○	
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	豚房施設（豚房の総面積が５０平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	○	○	－	○	
		ロ	牛房施設（牛房の総面積が２００平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	○	○	－	○	
		ハ	馬房施設（馬房の総面積が５００平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	○	○	－	○	
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	洗浄施設（洗びん施設を含む。）	○	○	－	○	
		ハ	湯煮施設	○	○	－	○	
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	水産動物原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	脱水施設	○	○	－	○	
		ニ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ホ	湯煮施設	○	○	－	○	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	圧搾施設	○	○	－	○	
		ニ	湯煮施設	○	○	－	○	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	湯煮施設	○	○	－	○	
		ニ	濃縮施設	○	○	－	○	
		ホ	精製施設	○	○	－	○	
		ヘ	ろ過施設	○	○	－	○	
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設			○	○	－	○	
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	洗浄施設（流送施設を含む。）	○	○	－	○	
		ハ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ニ	分離施設	○	○	－	○	
		ホ	精製施設	○	○	－	○	
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう			○	○	－	○	
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機			○	○	－	○	
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	洗浄施設（洗びん施設を含む。）	○	○	－	○	
		ハ	搾汁施設	○	○	－	○	
		ニ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ホ	湯煮施設	○	○	－	○	
		ヘ	蒸りゅう施設	○	○	－	○	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	圧搾施設	○	○	－	○	
		ニ	真空濃縮施設	○	○	－	○	
		ホ	水洗式脱臭施設	○	○	－	○	
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	圧搾施設	○	○	－	○	
		ニ	分離施設	○	○	－	○	
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	分離施設	○	○	－	○	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料浸せき施設	○	○	－	○	
		ロ	洗浄施設（流送施設を含む。）	○	○	－	○	
		ハ	分離施設	○	○	－	○	
		ニ	渋だめ及びこれに類する施設	○	○	－	○	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ハ	精製施設	○	○	－	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設			○	○	－	○	
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設			○	○	－	○	
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設			○	○	－	○	
18の２	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	湯煮施設	○	○	－	○	
		ハ	洗浄施設	○	○	－	○	
18の３	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	水洗式脱臭施設	○	○	－	○	
		ロ	洗浄施設	○	○	－	○	
18の４	２号から前号までの業種以外の食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	－	－	－	○	
		ロ	混合施設	－	－	－	○	
		ハ	摩砕施設	－	－	－	○	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	まゆ湯煮施設	○	○	－	○	
		ロ	副蚕処理施設	○	○	－	○	
		ハ	原料浸せき施設	○	○	－	○	
		ニ	精練機及び精錬そう	○	○	－	○	
		ホ	シルケット機	○	○	－	○	
		ヘ	漂白機及び漂白そう	○	○	－	○	
		ト	染色施設	○	○	－	○	
		チ	薬液浸透施設	○	○	－	○	
		リ	のり抜き施設	○	○	－	○	
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗毛施設	○	○	－	○	
		ロ	洗化炭施設	○	○	－	○	
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	湿式紡糸施設	○	○	－	○	
		ロ	リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設	○	○	－	○	
		ハ	原料回収施設	○	○	－	○	
21の２	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー			○	○	－	○	
21の３	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設			○	○	－	○	
21の４	パーテイクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	湿式バーカー	○	○	－	○	
		ロ	接着機洗浄施設	○	○	－	○	
22	木材、薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	湿式バーカー	○	○	－	○	
		ロ	薬液浸透施設	○	○	－	○	
22の２	前４号に掲げる業種以外の木材又は木製品製造業（家具を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	のり付施設	－	－	－	○	
		ロ	薬品等調合施設	－	－	－	○	
		ハ	薬品処理施設	－	－	－	○	
		ニ	塗装水洗ブース施設	－	－	－	○	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料浸せき施設	○	○	－	○	
		ロ	湿式バーカー	○	○	－	○	
		ハ	砕木機	○	○	－	○	
		ニ	蒸解施設	○	○	－	○	
		ホ	蒸解廃液濃縮施設	○	○	－	○	
		ヘ	チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設	○	○	－	○	
		ト	漂白施設	○	○	－	○	
		チ	抄紙施設（抄造施設を含む。）	○	○	－	○	
		リ	セロハン製膜施設	○	○	－	○	
		ヌ	湿式繊維板成型施設	○	○	－	○	
		ル	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
23の２	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	自動式フイルム現像洗浄施設	○	○	－	○	
		ロ	自動式感光膜付印刷現像洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	自動式印刷施設（イ又はロに掲げるものを除く。）	－	○	○5イ	○	
		ニ	混合施設	－	○	○5ロ	○	
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ロ	分離施設	○	○	－	○	
		ハ	水洗式破砕施設	○	○	－	○	
		ニ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
		ホ	湿式集じん施設	○	○	－	○	
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	塩水精製施設	○	○	－	○	
		ロ	電解施設	○	○	－	○	
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	○	○	－	○	
		ロ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ハ	カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	○	○	－	○	
		ニ	群青製造施設のうち、水洗式分別施設	○	○	－	○	
		ホ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
27	前２号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ロ	遠心分離機	○	○	－	○	
		ハ	硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設	○	○	－	○	
		ニ	活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設	○	○	－	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
27（続）	前２号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（続）	ホ	無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設	○	○	－	○	
		ヘ	青酸製造施設のうち、反応施設	○	○	－	○	
		ト	よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設	○	○	－	○	
		チ	海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設	○	○	－	○	
		リ	バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設	○	○	－	○	
		ヌ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
		ル	湿式集じん施設	○	○	－	○	
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	湿式アセチレンガス発生施設	○	○	－	○	
		ロ	酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設	○	○	－	○	
		ハ	ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設	○	○	－	○	
		ニ	アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設	○	○	－	○	
		ホ	塩化ビニルモノマー洗浄施設	○	○	－	○	
		ヘ	クロロプレンモノマー洗浄施設	○	○	－	○	
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	ベンゼン類硫酸洗浄施設	○	○	－	○	
		ロ	静置分離器	○	○	－	○	
		ハ	タール酸ソーダ硫酸分解施設	○	○	－	○	
30	発酵工業（第５号、第１０号及び第１３号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	蒸りゅう施設	○	○	－	○	
		ハ	遠心分離機	○	○	－	○	
		ニ	ろ過施設	○	○	－	○	
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設	○	○	－	○	
		ロ	ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設	○	○	－	○	
		ハ	フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	○	○	－	○	
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ロ	顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設	○	○	－	○	
		ハ	遠心分離機	○	○	－	○	
		ニ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	縮合反応施設	○	○	－	○	
		ロ	水洗施設	○	○	－	○	
		ハ	遠心分離機	○	○	－	○	
		ニ	静置分離器	○	○	－	○	
		ホ	弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設	○	○	－	○	
		ヘ	ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設	○	○	－	○	
		ト	中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設	○	○	－	○	
		チ	ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設	○	○	－	○	
		リ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
		ヌ	湿式集じん施設	○	○	－	○	
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ロ	脱水施設	○	○	－	○	
		ハ	水洗施設	○	○	－	○	
		ニ	ラテックス濃縮施設	○	○	－	○	
		ホ	スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	○	○	－	○	
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	蒸りゅう施設	○	○	－	○	
		ロ	分離施設	○	○	－	○	
		ハ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	廃酸分離施設	○	○	－	○	
		ロ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	湿式集じん施設	○	○	－	○	
37	前６号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第５１号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	○	○	－	○	
		ロ	分離施設	○	○	－	○	
		ハ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ニ	アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設	○	○	－	○	
		ホ	アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設	○	○	－	○	
		ヘ	アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	○	○	－	○	
		ト	イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設	○	○	－	○	
		チ	エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設	○	○	－	○	
		リ	２－エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設	○	○	－	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
37（続）	前６号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第５１号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（続）	ヌ	シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	○	○	－	○	
		ル	トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設	○	○	－	○	
		オ	ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設	○	○	－	○	
		ワ	プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器	○	○	－	○	
		カ	メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設	○	○	－	○	
		ヨ	メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設	○	○	－	○	
		タ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料精製施設	○	○	－	○	
		ロ	塩析施設	○	○	－	○	
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）			○	○	－	○	
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	脱酸施設	○	○	－	○	
		ロ	脱臭施設	○	○	－	○	
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設			○	○	－	○	
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	○	○	－	○	
		ロ	抽出施設	○	○	－	○	
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	石灰づけ施設	○	○	－	○	
		ハ	洗浄施設	○	○	－	○	
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設			○	○	－	○	
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	脱水施設	○	○	－	○	
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設			○	○	－	○	
46	第２８号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	水洗施設	○	○	－	○	
		ロ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ハ	ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設	○	○	－	○	
		ニ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	動物原料処理施設	○	○	－	○	
		ロ	ろ過施設	○	○	－	○	
		ハ	分離施設	○	○	－	○	
		ニ	混合施設（第４条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）	△	△	－	○	法：（第２条各号に掲げる物質を含有するものに限る。以下同じ）、県：有害物質を含有するものに限る。以下第４９項及び第５６項において同じ）
		ホ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設			○	○	－	○	
49	農薬製造業の用に供する混合施設			○	○	－	○	
50	第４条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設			△	△	－	○	法：第２条各号に掲げる物質、県：有害物質
50の2	第２４号から前号までの業種以外の化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	－	－	－	○	
		ロ	反応施設	－	－	－	○	
		ハ	分離施設	－	－	－	○	
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	脱塩施設	○	○	－	○	
		ロ	原油常圧蒸りゅう施設	○	○	－	○	
		ハ	脱硫施設	○	○	－	○	
		ニ	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	○	○	－	○	
		ホ	潤滑油洗浄施設	○	○	－	○	
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設			○	○	－	○	
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテツクス成形型洗浄施設			○	○	－	○	
51の4	前３号に掲げる業種以外の石油製品又は石炭製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	分離施設	－	－	－	○	
		ロ	アスファルトプラント	－	－	－	○	
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	○	○	－	○	
		ロ	石灰づけ施設	○	○	－	○	
		ハ	タンニンづけ施設	○	○	－	○	
		ニ	クロム浴施設	○	○	－	○	
		ホ	染色施設	○	○	－	○	
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	研摩洗浄施設	○	○	－	○	
		ロ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	抄造施設	○	○	－	○	
		ロ	成型機	○	○	－	○	
		ハ	水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	○	○	－	○	
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント			○	○	－	○	
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設			○	○	－	○	
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設			○	○	－	○	
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	水洗式破砕施設	○	○	－	○	
		ロ	水洗式分別施設	○	○	－	○	
		ハ	酸処理施設	○	○	－	○	
		ニ	脱水施設	○	○	－	○	
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	水洗式破砕施設	○	○	－	○	
		ロ	水洗式分別施設	○	○	－	○	
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設			○	○	－	○	
60の２	第５３号から前号までの業種以外の窯業又は土石製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	研摩施設	－	－	－	○	
		ロ	洗浄施設	－	－	－	○	
		ハ	混合施設	－	－	－	○	
		ニ	成型施設	－	－	－	○	
		ホ	薬品処理施設	－	－	－	○	
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	タール及びガス液分離施設	○	○	－	○	
		ロ	ガス冷却洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	圧延施設	○	○	－	○	
		ニ	焼入れ施設	○	○	－	○	
		ホ	湿式集じん施設	○	○	－	○	
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	還元そう	○	○	－	○	
		ロ	電解施設（溶融塩電解施設を除く。）	○	○	－	○	
		ハ	焼入れ施設	○	○	－	○	
		ニ	水銀精製施設	○	○	－	○	
		ホ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
		ヘ	湿式集じん施設	○	○	－	○	
		ト	洗浄施設	－	－	－	○	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	焼入れ施設	○	○	－	○	
		ロ	電解式洗浄施設	○	○	－	○	
		ハ	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	○	○	－	○	
		ニ	水銀精製施設	○	○	－	○	
		ホ	廃ガス洗浄施設	○	○	－	○	
		ヘ	洗浄施設	－	－	－	○	
		ト	溶融メッキ施設	－	－	－	○	
63の２	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設			○	○	－	○	
63の３	石炭を燃料とする火力発電所のうち、廃ガス洗浄施設			○	○	－	○	
63の４	第１号から前号までに掲げる業種以外のその他の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	油圧による成型施設	－	－	－	○	
		ロ	染色整理施設	－	－	－	○	
		ハ	着色施設	－	－	－	○	
		ヘ	張り合わせ施設	－	－	－	○	
		ト	金属溶解精製施設	－	－	－	○	
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	タール及びガス液分離施設	○	○	－	○	
		ロ	ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	○	○	－	○	
64の２	水道施設（水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第８項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和３３年法律第８４号）第２条第６項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第２１条第１項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	イ	沈でん施設	○	○	－	○	
		ロ	ろ過施設	○	○	－	○	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設			○	○	－	○	
66	電気めっき施設			○	○	－	○	
66の２	エチレンオキサイド又は１，４－ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）			○	○	－	○	
66の３	旅館業（旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第１項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	ちゅう房施設	○	○	－	○	
		ロ	洗たく施設	○	○	－	○	
		ハ	入浴施設	○	○	－	○	
66の４	共同調理場（学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）第６条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が１６０平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			△	○	△9	○	法：５００平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：１６０平方メートル以上５００平方メートル未満の工場等に係るものに限る

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
66の５	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が１２０平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			△	○	△10	○	法：３６０平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：１２０平方メートル以上３６０平方メートル未満の工場等に係るものに限る
66の６	飲食店（次号及び第６６号の８に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が１００平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			△	○	△11	○	法：４２０平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：１００平方メートル以上４２０平方メートル未満の工場等に係るものに限る
66の７	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が１５０平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			△	○	△12	○	法：６３０平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：１５０平方メートル以上６３０平方メートル未満の工場等に係るものに限る
66の８	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が３６０平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			△	○	△13	○	法：１５００平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：３６０平方メートル以上１，５００平方メートル未満の工場等に係るものに限る
67	洗濯業の用に供する洗浄施設			○	○	－	○	
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設			○	○	－	○	
68の２	病院（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第１項に規定するものをいう。以下同じ。）に設置される施設であって、次に掲げるもの	イ	ちゅう房施設	△	○	△14イ	○	法：病床数３００床以上の病院 NP：病床数３００床未満の病院 病床数１２０床以上２９９床以下は湖沼法みなし特定施設(1)に該当
		ロ	洗浄施設	△	○	△14ロ	○	
		ハ	入浴施設	△	○	△14ハ	○	
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設			○	○	－	○	
69の２	中央卸売市場（卸売市場法（昭和４６年法律第３５号）第２条第３項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）	イ	卸売場	○	○	－	○	
		ロ	仲卸売場	○	○	－	○	
69の３	地方卸売市場（卸売市場法第２条第４項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和４６年政令第２２１号）第２条第２号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの	イ	卸売場	△	○	△15イ	○	法：水産物に係るものに限り、これらの総面積が１０００平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：法に係るものを除く
		ロ	仲卸売場	△	○	△15ロ	○	
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号）第３条第１４号に規定するものをいう。）			○	○	－	○	
70の２	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第７７条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設（作業場の総面積が６５０平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） (注)次号=71 号			△	○	△16	○	法：８００平方メートル未満の事業場に係るものを除く NP：６５０平方メートル以上８００平方メートル未満の工場等に係るもので７１以外のもの
70の３	自動車洗車業、コイン式洗車場、自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和３４年法律１３６号）第２条第４項に規定するもので、自動車の駐車の用に供する面積が５００平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）、自動車教習所及び自動車練習場の用に供する車両洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）			－	－	－	○	
71	自動式車両洗浄施設			○	○	－	○	
71の２	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で付表に定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	洗浄施設	○	○	－	○	
		ロ	焼入れ施設	○	○	－	○	
71の３	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条第１項に規定するものをいう。）である焼却施設			○	○	－	○	

号	名称	記号	名称	法	県	NP	市	備考
71の４	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条第１項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの	イ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第７条第１号、第３号から第６号まで、第８号又は第１１号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第４項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第１４条第６項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第１４条の４第６項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの	○	△	－	○	
		ロ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第１２号から第１３号までに掲げる施設	○	○	－	○	
71の５	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）			○	○	－	○	
71の６	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）			○	○	－	○	
72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第３２条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が５０人以下のし尿浄化槽を除く。）			△	○	△17	○	法：５００人以下のし尿浄化槽を除く NP：５１人以上５００人以下のし尿浄化槽に限る ２０１人以上５００人以下のし尿浄化槽は湖沼法みなし特定施設(2)に該当
73	下水道終末処理施設			○	○	－	○	
74	汚水発生施設を設置する工場等から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前２号に掲げるものを除く。）			○	○	－	○	
75	廃ガス洗浄施設（第２３号のル、第２４号のニ、第２６号のホ、第２７号のヌ、第３２号のニ、第３３号のリ、第３５号のハ、第３６号のロ、第３７号のタ、第４６号のニ、第４７号のホ、第５３号のロ、第６２号のホ、第６３号のホ及び第６３項の３に掲げる廃ガス洗浄施設を除く。）			－	○	○1	○	
76	湿式集じん施設（第２４号のホ、第２７号のル、第３３号のヌ、第３６号のハ、第６１号のホ及び第６２号のへに掲げる湿式集じん施設を除く。）			－	○	○2	○	
77	脱脂施設（第６５号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設を除く。）			－	○	○3	○	
78	プラスチック製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	混合施設	－	○	○4イ	○	
		ロ	成型施設	－	○	○4ロ	○	
79	削除							
80	化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ	混合施設（第４７号のニ、第４９号及び第６６の２号に掲げる施設を除く。）	－	○	○6イ	○	
		ロ	混練施設	－	○	○6ロ	○	
		ハ	反応施設（第２７号のへ、第３３号のイ、第３８の２号並びに第３７号のリ及びヨに掲げる施設を除く。）	－	○	○6ハ	○	
81	学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく高等学校（農業課程又は工業課程を有するものに限る。）、大学、病院（病床数が５０床以上のものに限る。）及び試験研究機関の実験、検査の用に供する施設であって、次に掲げるもの（第７１号の２に掲げるものを除く。）	イ	理化学実験検査施設	－	○	○7イ	○	
		ロ	生化学及び微生物実験検査施設	－	○	○7ロ	○	
82	旅館業法に基づく下宿（定員が１００人以上のものに限る。）の用に供する調理施設			－	○	○8	○	

付表

1　国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）

2　大学及びその付属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）

3　学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前２号に該当するものを除く。）

4　農業、水産又は工業に関する科学を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設

5　保健所

6　検疫所

7　動物検疫所

8　植物防疫所

9　家畜保健衛生所

10　検査業に属する事業場

11　商品検査業に属する事業場

12　臨床検査業に属する事業場

13　犯罪鑑識施設

３　排水基準について

特定施設等を有する工場、事業場からの排出水(d)については、次の排水基準が適用されます。排水基準に適合しない排出水を排出してはなりません。

１　有害物質に係る排水基準

特定施設等を有する全ての工場、事業場からの全ての排出水について適用されます。

基準は別表－１のとおりです。

２　有害物質以外のものに係る排水基準

特定施設等を有し、１日当たりの平均的な排出水の量が１０立方メートル以上である工場、事業場からの全ての排出水について適用されます。

基準は別表－２のとおりです。

なお、排水基準については一部適用猶予のものがあります。詳しくは担当課までお尋ね下さい。

別表－１　有害物質に係る排水基準

項目等		許容限度	単位
カドミウム及びその化合物	(Cd)	0.01	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
シアン化合物	(CN)	0.1	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
有機燐化合物(ﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙｼﾞﾒﾄﾝ、EPN)	(Org-P)	検出されないこと	－
鉛及びその化合物	(Pb)	0.1	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
六価クロム化合物	(Cr6+)	0.05	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
砒素及びその化合物	(As)	0.05	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
水銀及びアルキル水銀その他の化合物	(T-Hg)	0.005	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
アルキル水銀化合物	(R-Hg)	検出されないこと	－
ＰＣＢ		0.003	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
トリクロロエチレン		0.1	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
テトラクロロエチレン		0.1	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
四塩化炭素		0.02	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
ジクロロメタン		0.2	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
1,2-ジクロロエタン		0.04	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
1,1,1-トリクロロエタン		3	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
1,1,2-トリクロロエタン		0.06	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
1,1-ジクロロエチレン		1	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
1,3-ジクロロプロペン		0.02	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
チウラム		0.06	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
シマジン		0.03	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
チオベンカルブ		0.2	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
ベンゼン		0.1	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
セレン及びその化合物	(Se)	0.1	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
ほう素及びその化合物	(B)	10	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
ふっ素及びその化合物	(F)	8	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100	1ﾘｯﾄﾙにつきｱﾝﾓﾆｱ性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量ﾐﾘｸﾞﾗﾑ
1,4-ジオキサン		0.5	1ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ

備考１　この表に掲げる数値は、最大値とする。

２　排水口が２以上ある場合は、個々の排水口ごとにこの排水基準を適用する。

別表－２　有害物質以外のものに係る排水基準

項目等		基準	単位
水素イオン濃度	(pH)	6.0 以上 8.5 以下	水素指数
生物化学的酸素要求量	(BOD)	別表２－１	－
化学的酸素要求量	(COD)		－
浮遊物質量	(SS)		－
窒素含有量	(T-N)	別表２－２	－
燐含有量	(T-P)		－
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	(n-Hex)	5	１ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	(n-Hex)	20	１ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
フェノール類含有量		1	１ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
銅含有量	(Cu)	1	１ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
亜鉛含有量	(Zn)	1	１ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
溶解性鉄含有量	(S-Fe)	10	１ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
溶解性マンガン含有量	(S-Mn)	10	１ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
クロム含有量	(Cr)	0.1	１ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ
大腸菌群数	(E.coli)	3000	１立方ｾﾝﾁにつき個
アンチモン含有量	(Sb)	0.05	１ﾘｯﾄﾙにつきﾐﾘｸﾞﾗﾑ

備考１　この表に掲げる排水基準は、１日当たりの平均的な排出水の量が１０立方メートル以上である工場等について適用する。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量のうち鉱油類含有量については、排水量にかかわらず、当該排出水に係る排水基準以下に処理しうる施設を設置すること（市条例に基づく汚水発生施設を有している事業場に限る）。

２　この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽及び下水道終末処理施設にあっては、日間平均値とする。

３　排水口が２以上ある場合は、個々の排水口ごとにこの排水基準を適用する。

４　備考 1～3 は BOD、COD、SS、T-N、T-P についても適用する。

別表２－１　ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳに係る排水基準

区分		1日の平均的な排出水の総量（単位：立方メートル）	既設			新設		
			BOD	COD	SS	BOD	COD	SS
製造業	食料品製造業（弁当製造業を除く。）	10以上30未満	100	100	90	60	60	90
		30以上50未満	70	70	90	50	50	90
		50以上1,000未満	50	50	70	40	40	70
		1,000以上	40	40	70	30	30	70
	弁当製造業	10以上30未満	90	90	90	30	30	90
		30以上50未満	70	70	90	30	30	90
		50以上1,000未満	50	50	70	30	30	70
		1,000以上	40	40	70	30	30	70
	繊維工業	10以上30未満	80	80	90	60	60	90
		30以上50未満	60	60	90	50	50	90
		50以上1,000未満	50	50	70	40	40	70
		1,000以上	40	40	70	30	30	70
	化学工業（ゼラチン製造業を除く。）	10以上30未満	70	70	90	40	40	90
		30以上50未満	40	40	90	30	30	90
		50以上1,000未満	30	30	70	20	20	70
		1,000以上	20	20	70	15	15	70
	ゼラチン製造業及び紙製造業（備考７）	10以上30未満	70	70	90	40	40	90
		30以上50未満	50	50	90	40	40	90
		50以上1,000未満	40	40	70	30	30	70
		1,000以上	30	30	70	20	20	70
	その他製造業	10以上30未満	70	70	90	40	40	90
		30以上50未満	40	40	90	30	30	90
		50以上1,000未満	30	30	70	20	20	70
		1,000以上	20	20	70	15	15	70
その他の業種	畜産農業又はサービス業に係る豚房、牛房、馬房	10以上	120	120	150	120	120	150
	し尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）	10以上	30	30	70	20	20	70
	し尿浄化槽（し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。）	10以上	別表２－３					
	下水道終末処理施設	10以上	20	20	70	20	20	70
	その他の事業場	10以上30未満	90	90	90	30	30	90
		30以上50未満	70	70	90	30	30	90
		50以上1,000未満	50	50	70	30	30	70
		1,000以上	40	40	70	30	30	70

備考１　この表の既設の欄の排水基準は、次の事業場からの排出水について適用する。ただし、(3)について既に新設の排水基準が適用されている場合、既設の基準は適用されない。

(1)　平成８年７月１日に既に水濁法又は県条例に基づく特定施設を有している事業場

(2)　(1)以外の事業場で、平成１１年６月２４日に既に大津市条例に基づく汚水発生施設を有している事業場

(3)　(1)に示す日以降に新たに特定施設になった施設を有する事業場

※　有しているとは、設置工事をしていた場合も含める

２　この表の新設の欄の排水基準は、1-(1)に示す日以降に特定施設を設置した事業場及び1-(2)に示す日以降に汚水発生施設を設置した事業場からの排出水について適用する。ただし、既に既設の排水基準が排水基準が適用されている事業場については、新設の基準は適用されない。

３　排水基準は最大値である。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽及び下水道終末処理施設については、日間平均値である。

４　製造業に係る施設を有する工場で、その他業種に係る施設を有するものについては、製造業に係る排水基準が適用される。

５　製造業に係る区分のうち２以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

６　その他業種に係る区分のうち２以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

７　「ゼラチン製造業及び紙製造業」の区分は、新設では「ゼラチン製造業」となり、「紙製造業」は「その他製造業」になる。

別表２－２　Ｔ－Ｎ、Ｔ－Ｐに係る排水基準

(A)　水質汚濁防止法に基づく特定施設を有している事業場で、琵琶湖及び南郷洗堰より上流の瀬田川の流域に排水する事業場以外の事業場　　Ｔ－Ｎ：１２０（日間平均 60）　Ｔ－Ｐ：１６（日間平均 ８）

(B)　(A)以外の事業場　　下表のとおり

区分		1日の平均的な排出水の総量(単位:立方ﾒｰﾄﾙ)	既設		新設	
			T-N	T-P	T-N	T-P
製造業	食料品製造業(弁当製造業を除く。)	10以上30未満	40	8	30	2
		30以上50未満	25	4	20	2
		50以上1,000未満	20	3	12	1.5
		1,000以上	15	2	10	1
	弁当製造業	10以上30未満	60	8	45	6
		30以上50未満	30	5	25	4
		50以上1,000未満	25	5	20	3
		1,000以上	20	3	20	2
	繊維工業	10以上30未満	40	6	30	2
		30以上50未満	15	2	12	1.2
		50以上1,000未満	12	1.5	8	0.8
		1,000以上	10	1	8	0.5
	化学工業(ゼラチン製造業を除く。)	10以上30未満	20	5	15	2
		30以上50未満	12	2	10	1.2
		50以上1,000未満	10	1.5	8	0.8
		1,000以上	8	1	8	0.5
	ゼラチン製造業及び紙製造業	10以上30未満	20	5	15	2
		30以上50未満	20	2	15	1.2
		50以上1,000未満	15	1.5	10	0.8
		1,000以上	12	1	10	0.5
	その他製造業	10以上30未満	40	2	20	2
		30以上50未満	15	1.5	12	1
		50以上1,000未満	12	1.2	8	0.6
		1,000以上	8	0.8	8	0.5
その他の業種	畜産農業又はサービス業に係る豚房、牛房、馬房	10以上50未満	80	25(ｻｰﾋﾞｽ業に係るものにあっては16)	45	15
		50以上	80		45	15
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)	10以上	20	2	10	1
	し尿浄化槽(し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。)	10以上	別表２－３			
	下水道終末処理施設	10以上3,000未満	20	1	20	0.5
		3,000以上			15	0.5
	その他の事業場	10以上30未満	60	8	45	6
		30以上50未満	30	5	25	4
		50以上1,000未満	25	5	20	3
		1,000以上	20	3	20	2

備考　１　この表の既設の欄の排水基準は、次の事業場からの排出水について適用する。ただし、それぞれに示す日以前に既に水濁法又はＮＰ条例の新設の排水基準が適用されている場合、既設の基準は適用されない。

(1)　平成８年７月１日に既に水濁法に基づく特定施設を有している事業場

(2)　ＮＰ条例に基づく指定施設になった日に、既にその施設を有している事業場

(3)　平成８年７月１日にＮＰ条例に基づく指定施設を有する事業場で、１日の平均的な排水量が１０立法メートル以上３０立方メートル未満の事業場

(4)　(1)～(3)以外の事業場で、平成１１年６月２４日に既に大津市条例に基づく汚水発生施設を有している事業場

(5)　(1)に示す日以降に新たに特定施設になった施設を有する事業場
(1)及び(3)平成８年７月１日に既に水濁法又はNP条例に基づく特定施設を有している事業場

※　有しているとは、設置工事をしていた場合も含む

２　この表の新設の欄の排水基準は、1-(1)に示す日以降に特定施設を設置した事業場及び1-(2)に示す日以降に汚水発生施設を設置した事業場からの排出水について適用する。ただし、既に既設の排水基準が排水基準が適用されている事業場については、新設の基準は適用されない。

３　排水基準は最大値である。ただし、し尿処理施設下水道終末処理施設については、日間平均値である。

４　製造業に係る施設を有する工場で、その他業種に係る施設を有するものについては、製造業に係る排水基準が適用される。

５　製造業に係る区分のうち２以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

６　その他業種に係る区分のうち２以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

別表２－３　し尿浄化槽（し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る）に係る排水基準

規模	設置時期	BOD	COD	SS	T-N	T-P
51～100 人槽	H8.6.30 以前に設置	60	60	60	60	8
	H8.7.1 以降に設置	20	20	60	45	6
101～500 人槽（みなし特定施設を除く）	S51.6.30 以前に設置	60	60	60	60	8
	S51.7.1～H8.6.30 に設置	30	30	60	60	8
	H8.7.1 以降に設置	20	20	60	40	5
201～500 人槽（みなし特定施設）	S51.6.30 以前に設置	60	60	60	60	8
	S51.7.1～S60.7.14 に設置	30	30	60	60	8
	S60.7.15～H8.6.30 に設置	30	30	60	40	5
	H8.7.1 以降に設置	20	20	60	40	5
501 人槽以上		20	20	60	20	5

備考

1　みなし特定施設：琵琶湖流域に設置される 201～500 人槽の浄化槽

2　501 人槽以上の浄化槽を有している事業場で、琵琶湖及び南郷洗堰より上流の瀬田川の流域に排水する事業場以外の事業場は、Ｔ－Ｎ：１２０（日間平均 60）Ｔ－Ｐ：１６（日間平均 8）

（参考）参考となるホームページについて

■大津市

大津市生活環境の保全と増進に関する条例

https://www1.g-reiki.net/city.otsu/reiki_honbun/x400RG00000271.html

大津市生活環境の保全と増進に関する条例　施行規則

https://www1.g-reiki.net/city.otsu/reiki_honbun/x400RG00000272.html

■環境省

水質汚濁防止法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000138

水質汚濁防止法　施行令

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346CO00000000188_20231201_505CO00000000344

水質汚濁防止法　施行規則

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346M50000402002_20210401_503M60001000003

事故時の措置についてのＱ＆Ａ

https://www.env.go.jp/water/law/qa_hs.html

■滋賀県

滋賀県公害防止条例

https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00001104.html

滋賀県公害防止条例施行規則

https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00001105.html

4　事故時の措置について

特定施設等を設置する工場又は事業場の設置者は、当該施設において、事故が発生し、**有害物質、指定物質（下表）又は油を含む水**が当該事業場から公共用水域に排出されたとき、又はそれらを含む水が当該事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

又、事故発生後30日以内に、事故の拡大又は再発防止のために必要な措置に関する計画を作成し、届け出なければなりません。

指定物質は水質汚濁防止法で定められている下表の物質です。

番号	物質名
1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	アクリルアミド
10	アクリル酸
11	次亜塩素酸ナトリウム
12	二硫化炭素
13	酢酸エチル
14	メチル-t-ブチルエーテル(別名MTBE)
15	硫酸
16	ホスゲン
17	1、2-ジクロロプロパン
18	クロルスルホン酸
19	塩化チオニル
20	クロロホルム
21	硫酸ジメチル
23	りん酸ジメチル＝2、2-ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又はESP)
25	トルエン
26	エピクロロヒドリン
27	スチレン
28	キシレン
29	パラ―ジクロロベンゼン
30	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)
31	3、5-ジクロロ-N-(1、1-ジメチル-二-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
32	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
33	チオりん酸O、O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)
34	チオりん酸S-ベンジル-O、O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)

番号	番号
35	1、3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
36	チオりん酸O、O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
37	チオりん酸O、O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)
38	4-ニトロフェニル-2、4、6-トリクロロフェニルエ-テル(別名クロルニトロフェン又はCNP)
39	チオりん酸O、O-ジエチル-O-(3、5、6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)
40	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
41	エチル＝(Z)-3- [N-ベンジル-N- [[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナ-ト(別名アラニカルブ)
42	1、2、4、5、6、7、8、8-オクタクロロ-2、3、3ａ、4、7、7ａ-ヘキサヒドロ-4、7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン)
43	臭素
44	アルミニウム及びその化合物
45	ニッケル及びその化合物
46	モリブデン及びその化合物
47	アンチモン及びその化合物
48	塩素酸及びその塩
49	臭素酸及びその塩
50	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
51	マンガン及びその化合物
52	鉄及びその化合物
53	銅及びその化合物
54	亜鉛及びその化合物
55	フェノール類及びその塩類
56	1、3、5、7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1^{3,7}]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)
57	アニリン
58	ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩
59	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びその塩
60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

万が一有害物質等の危険な物質や油などが川や水路へ流れてしまった場合には、
被害が広がらないよう速やかに対策を行うとともに、市役所環境政策課まで連絡をお願いします。
大津市環境政策課　TEL　077-528-2735（休日は大津市当直　077-523-1234）
また、日頃から事故や非常時を想定し、資材の準備や従業員の教育を行うよう心がけてください。

５　排出水に係る測定義務について

特定施設等を設置する者で、排出水を排出する者は、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければなりません。

１　排出水の汚染状態の測定

（１）　測定箇所

公共用水域（側溝や川など）へ排水を排出する排出口

※雨水、冷却水のみを排出する排出口を除きます。（排水基準は課せられます。）

※公共下水道への排出事業者は下水道法による測定義務が課せられている場合もあります。

（２）　測定項目

① 特定施設等に適用される排水基準項目のうち、特定施設等の設置届出書別紙５「排出水の汚染状態」欄に排出口ごとに記載されている項目

② 事業場から排出される可能性がある排水基準項目

（３）　測定頻度

各項目について原則1年に1回以上

※旅館業については測定頻度が3年に1回以上でよい項目もあります。詳細は担当課に問い合わせください。

（４）　測定頻度

排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期

２　結果の記録と保存

（１）　結果の記録

測定結果は様式第５０号「水質測定記録表」により記録してください。

※計量法に基づく計量証明書の保存でも結構です。

（２）　結果の保存

測定の結果の記録は、3年間保存してください。

※当該測定に伴い作成したチャートその他の計量証明書などとともに保存をお願いします。

※市への報告義務はありませんが、記録の提示を求められた場合には対応できるよう準備をお願いします。

※参考　　様式第50号

水質測定記録表

排出水の汚染状態

測定年月日及び時刻	天候及び気温(℃)	測定場所		特定施設等の稼動状況	採水者（分析者）	水質測定項目			備考
		名称	排水量（㎥／日）						

備考　1　採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

水質に関する届出や規制等についての問い合わせ先
大津市環境部環境政策課
〒520-8575　大津市御陵町３－１
TEL　０７７－５２８－２７３５
FAX　０７７－５２２－１０９７
E-MAIL　otsu1121@city.otsu.lg.jp